

令和7年度千葉県
業務用設備等脱炭素化促進事業補助金
中小事業者等向けスマート省エネ技術導入促進事業補助金



ちばSDGs
チーバくん

中小事業者等の脱炭素化に向けて
**設備導入費用・
省エネ診断費用
などの一部を
補助します!**



事業HP



上限額・補助率

業務用設備等脱炭素化促進事業

スマート省エネ技術導入促進事業

01

省エネ診断枠

1,000万円

補助率1/2

02

簡易自己診断枠

500万円

補助率1/4

03

EMS導入枠

1,000万円

補助率1/3

※省エネ診断は不要

対象者

次の要件を満たす千葉県内で事業活動を営んでいる中小事業者等^{※1}（みなし大企業除く）

CO2CO2

「^{コソコソ}CO2CO2スマート宣言事業所登録制度」に
登録（申請）していること

「省エネルギー診断」を受診、
「簡易自己診断」を実施していること
（EMS導入枠は不要）



※1 「中小事業者等」には一定の条件を満たす医療法人、組合、特定非営利活動法人などが含まれます。詳しくは交付要綱をご確認ください。

対象事業

- 「省エネルギー診断」を受診または「簡易自己診断」を実施した結果に基づき、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの活用等に資する設備を導入する事業であること（省エネ診断受診費のみの申請も可能です）（01、02）
- 本事業の実施により削減されるエネルギー起源二酸化炭素排出量が年間3トン以上の事業であること（01、02）
- 募集要領で定める要件を満たすEMSを導入する事業であること（03）
- 現に補助事業に着手していないこと（01、02、03）

例 LED照明40形2灯式×50台

受付期間

2025年5月16日（金）

10月17日（金）

12月12日（金）

2026年1月30日（金）

「省エネ診断枠」「簡易自己診断枠」 交付申請の受付期間

「EMS導入枠」 交付申請の受付期間

実績報告書受付期間（施工・支払い完了後速やかに提出）

実績報告書受付期間（施工・支払い完了後速やかに提出）

予算がなくなり次第
受付終了となりますので、
お早めにお申込み
ください。

裏面をご覧ください！

対象事業

業務用設備等脱炭素化促進事業

対象事業	補助率上限	設備例
蓄電池の設置	省エネルギー診断受診の場合 補助対象経費の1/2 簡易自己診断実施の場合 補助対象経費の1/4	蓄電池（自社所有の再エネ供給設備で発電した電力を蓄電する設備に限る）
省エネルギーの促進		LED照明器具、空調、変圧器、断熱・遮熱工事
未利用エネルギーの利用促進		工場排熱等利用設備
メタン・代替フロン等の温室効果ガス削減対策		省エネ型自然冷媒機器（冷凍冷蔵庫等）
再生可能エネルギーの利用促進	補助対象経費の1/2	太陽熱、風力、バイオマス、水力等再生可能エネルギー供給設備 ※太陽光発電設備を除く
その他		省エネルギー診断により提案のあった その他設備で県が適当と認めるもの （ボイラー、給湯器、コンプレッサー、 工業炉、生産設備、給排水・排水処理設備など） 県が指定した機関による 省エネルギー診断の受診費用

スマート省エネ技術導入促進事業

対象事業	補助率上限	設備例	EMSに関する セミナー動画 (令和6年度)は こちら
エネルギー 管理システムの設置	補助対象経費の1/3	EMS (エネルギーマネジメントシステム)	

対象経費

設備費

設備費、必要不可欠な付属機器

工事費

労務費、設計費、材料費、消耗品費、雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費、現場管理費 等

省エネルギー診断事業費

業務用設備等脱炭素化促進事業のみ

※既存設備の撤去費や処分費等は対象外です。

注意点

- 事業所単位ではなく、事業者単位の申し込みです。
(申請は一度きりです。)
- 次世代自動車(EV、PHV、FCV)等の車両等、太陽光発電設備等は対象外です。
- リースによる利用も可能です。
(中小事業者等及びリース事業者の共同申請)

申請方法等の詳細は、

必ず千葉県HP及び募集要領を確認の上お申し込みください。

問い合わせ先

千葉県業務用設備等脱炭素化促進事業等補助金 事務局
(株式会社ちばぎん総合研究所・エヌエス環境株式会社)

TEL.050-2030-2618

✉chiba-hojo@ns-kankyo.co.jp

千葉県 脱炭素化 補助金

事業HPは
こちら

